



彼岸花

撮影：保山耕一氏

家庭に平和を少年に希望を

# 奈良家庭・少年友の会

第31号

## 少年審判について思うこと



奈良家庭裁判所裁判官

### 竹添明夫

#### 1 ご挨拶

奈良家庭・少年友の会の皆様におかれましては、常日頃から、付添人活動、奈良公園での清掃活動を通じて保護的措置への付き添い、補導委託少年への援助、就労支援など、様々な取り組みを通じ、少年の更生に尽力いただき、誠にありがとうございます。

私自身は、令和2年4月に当庁に赴任し、少年事件も担当させていたのですが、私共がそれまでに少年事件を担当したといえるのは、実質的には、20年以上の裁判官生活のうち、合計しても3年間程度でした。当庁着任に際し、かつての知識はほとんど役に立たないか、忘れてしまっており、時代の流れ

もあって、少年法を一から勉強しなければならぬと身の引き締まる思いであったことを覚えております。

#### 2 少年事件の昨今の動向

私が初めて少年事件を担当したのは、20年以上も前の裁判官任官3年目でした。四国のある地方都市であり、当時は、身の柄の少年事件の多くが、暴走の事案であったような印象があります。地域でも有名な暴走族組織がいくつもあり、「総長」「特攻隊長」などと役割や地位が明確になっており、指揮命令の系統も割とはっきりしていたと思います。バイクを十台以上連ねる大規模な暴走も見かけました。また、それぞれの暴走族組織には、地域の暴力団（当時は

巻頭言	竹添明夫裁判官	(1) (3)
令和四年度総会報告	——	(3)
学生ボランティア報告	——	(3) (6)
令和四年度総会講演	——	(4)
寄稿	松本次席調査官	(5)
総会・調査官との懇談会	——	(6)
各部だより	——	(7)
かくかくしかじか	奈良	(8)
編集後記	——	(8)



「反社」という呼称もありませんでした。)から派遣される世話役があり、上納制度もあったりして、暴走族を卒業すると、社会に受け皿のない少年が地域の暴力団に吸収されるといいううな負の連鎖の実態もあつたようです。暴走行為は、男子少年の典型的な非行でしたが、一般聴衆の耳目を引いて、脚光を浴びることを目的としており、その背景には、正当なことで評価されるだけの積み重ねもなく、安易に承認欲求を満たそうとする構図がありました。そういう、ある意味活動的な少年には、不良交友を断ち、仕事をさせ、そこでの積み重ねを通じて、正当な評価を得て、自信をつけさせるという更生のパターンがうまくあてはまっていたように思います。身柄付き補導委託も、そういうパターンを期待して、よく利用されていたように思います。

私が次に少年事件を担当したのは、10年以上前の任官10年目頃でした。九州のとある地方都

市であり、暴走事案も一定件数ありましたが、以前のような、典型的な組織化された暴走族というものは廃れてきており、その分、表に出ない形での暴走活動が行われたり、自然発生的に年長者の誘いかけで、数人が集まって暴走をするようなケース（現在でもこのようなケースは散見されます。）が増えたように思います。それと引き換えに、少年の薬物事犯が増えてきたような印象があります。男子少年の典型的な非行が暴走なら、女子少年は、ぐ犯（援助交際という言葉も、この頃から言われた）したように思います。）が案外多く、その過程で薬物にまで進んでいるケースもあり、ぐ犯でも収容やむなしというケースはそれなりに多かったですように思います。

さて、今回、約10年ぶりに奈良家裁で少年事件を担当して思うことは、身柄、在宅を問わず、性非行が多いなという印象があります。これは、強制性交のような犯情の重いものから、盗撮や下着泥棒というような犯情軽微なもの、援助交際のようななく犯的なものも含みます。従来からも一定数はあったと思いますが、その要因として、携帯電話やスマートフォンのSNS（ツイッター、ライン、フェイスブック等）の発達があるように思われます。感覚的なものですが、SNSの発達が少年の行動様式にもある程度の変化を与えており、暴走族のような外向きで、明確な不良交友

としてのつながりよりも、SNSによる内向きで不明確な交流が主流となり、匿名により安易な交際相手探しができるような環境と相まって、性非行の増加に影響を与えているように思います。

SNSによる非行は、性非行にとどまらず、いじめや、特殊詐欺（いわゆるオレオレ詐欺）など、その特性に応じた新たな非行を生み出しているように感じます。

もう一つ感じることは、少年の発達障害や、精神的疾患が指摘されるケースが多くなっているように思います。これは、おそらく、20年前にもそのような要因が存在したものと断に思いますが、当時の医学水準から診断に至らないケースが多かったものと思われれます。その後の神経科や精神医学の発達により、少年の特性に応じた病名や診断名がつけられやすくなっており、非行が習慣化する少年の素因を、医学的に説明できるようになってきているともいえます。従前は、なんとなく疑問にしか思えなかった少年の特異な行動傾向を、より正しく科学的に理解し、少年や保護者にも認識してもらい、必要な治療を促しつつ、更生につなげていけるという意味において、この分野の発展には目覚ましいものがあるように思います。

以上のとおり振り返ってみましたが、少年非行は、ここ20年間で、時代の変化に応じて、その内容が異なっ

てきており、特に、現代においては、特定の更生パターンというものが当てはまらなくなっているように思われ、少年の個性に応じたきめ細かい対応が求められるようになったともいえると思います。

### 3 友の会の付添人活動について

私の担当する少年事件においても、これまで何件か、友の会に付添人活動をお願いした事案がありました。他庁での経験も踏まえ、共通する特色としては、保護者がいなか、いたとしても保護者としての役割を全く果たしていない場合に、保護者のような立場、役割を期待することが多いと思われれます。

友の会の皆様は、少年の監護養育に対する悩みを受け止めていただくに十分な人生経験を積んでこられており、少年やその保護者に同じ内容の指摘をする場合であっても、若い調査官や弁護士付添人から言ってもらう以上に、重みを持つということもあると思います。また、社会内処遇が見込まれる場合でも、人脈の広さやフットワークの軽さを生かしていただき、調査官調査ではカバーしきれない環境調整、例えば、面識の無い親族との調整や、就職先・帰住先の斡旋などといった困難な問題に対応していただいたこともあり、大変助かったこともありました。

### 4 改正少年法について

令和4年4月1日から、18歳以上の少年を「特定少年」と位置づけ、種々

の特例を設けた改正少年法が施行されております。20歳未満の者を「少年」とする少年法上の定義や、全件送致主義を維持したものの、幅広い法領域で18歳以上を成人としたことから、18歳以上の者が社会的に責任ある主体と評価された一方で、成長途上で可塑性を有するという実態も踏まえ、そのような微妙な立場に応じた取扱いを定めたものとなっています（改正法によっても、飲酒、喫煙、パチンコ、公営ギャンブル等は、20歳未満は不可です。）（注：ご注意ください。）。

代表的なものとして、特定少年へのぐ犯の不適用や原則検察官送致事件の拡大（従前は故意の犯罪で被害者が死亡した事案を対象としていたところ、短期1年以上の懲役、禁固に当たる罪に拡大）があり、また、保護処分を課する場合には、少年院送致の場合に3年を上限とすることや、保護観察の場合に2年（順守事項違反の場合に1年を上限とする少年院収容がありうる。）と6カ月（不良措置なし）の2種類とすることなどが定められています。

もともと、奈良では、18歳以上のぐ犯や、拡大後の原則検察官送致事件の割合がそれほど多くなかったと思われ、特定少年のうち多くは、なお、少年法の下、家庭裁判所で処遇が検討されることになると思われ、今後も、友の会の皆様に尽力いただくことが重要であると考えております。

5 最後に

私の感じた範囲で少年事件の傾向を述べさせていただきますが、時代の流れにより少年事件の事件数や事件動向が変化しても、また、一般の少年法の改正を前提としても、少年に寄り添った友の会の活動の必要

令和四年度 総会 報告

令和4年6月7日(火)

奈良県文化会館 小ホール

◎総会 午後1時30分～2時20分

一 開会 司会 浦城博子

二 会長挨拶 以呂免義雄

三 来賓祝辞

奈良地方・家庭裁判所長 田中健治

奈良弁護士会会長 馬場智巖

四 議長選出

議長 木村旬一朗

五 議事

令和三年度事業報告 同 決算報告

同 会計監査報告

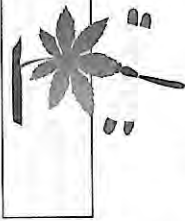
令和四年度事業計画(案)

同 予算(案)

その他

右の各議案は提案の通り承認されました。

性は、いささかも失われるものではないと考えております。皆様におかれましては、今後とも、少年の更生のため、様々な活動に尽力していただきますよう、よろしくお願ひします。



六 閉会

総会は会員47名の出席を得て、滞りなく閉会することができました。

◎講演 午後2時30分～3時30分

講師 弁護士 宮坂光行

奈良家庭・少年友の会

副会長 須和隆彦

演題『就労支援、ある少年のケース』

◎家庭裁判所調査官との懇談会

司会 田村 豊

午後3時40分～4時30分

奈良家庭裁判所から柏原啓志首席

調査官、松本八千代次席調査官、宮

本尚徳主任調査官、春名健志主任調

査官、永田桃子調査官、彦田知美調

査官がご出席くださいました。

無事総会を終え、引き続き各種活

動の充実に努めてまいりたいと考え

ております。(会員 松尾厚子)

学生ボランティア報告

奈良の鹿愛護活動

初めて奈良公園での清掃活動に参加した。少し緊張もあったが、公園内のゴミ拾いに集中した。

少年と保護者は、2人で言葉を交わしながら清掃活動をしていた。

私は、当日の朝、県庁の近くで鹿が紙ゴミを口にして見るところを見かけたことを思い出し、「私たちが思っている以上にポイ捨てなど人間のすることって被害が多いんですね。」と話しかけ、少し雑談もできた。

少年は何かしらの被害を誰かに与えてこの場にいるのであるから、ゴミを指定の場所に捨てなかつた後の被害、それを見た人の残念な気持ちを、ゴミ拾いをする側から考えてくれれば良いなと強く思った。

鹿愛護会の人の話で印象に残ったのは「一言で言えば想像力が足りない。奈良公園はただの観光地だけでなく、鹿が住んでいる家であること、そこにゴミを捨てるとどうなるのか、想像していただければ分かることだと思いますが、それが一番難しい。」でした。

少年にはこれから先、色んな場面で想像力をつけて欲しいと思う。それが難しいけれど立ち止まる力をつけて欲しいと思う。その立ち止まる力を持つには、社会生活を送る上での最低限のルールを守ること、決まり事に従うことがステップになると考

える。少年には、何かに被害を与えらることは容易であることを知り、よく考え思慮深く社会生活を送って欲しいと願います。(天理大学 外村由佳り)

今回の活動では、該当少年は1人でした。春日大社までの往路では鹿がいるね、とか暑いねとか話していましたが、活動を終了して裁判所までの復路では自然と足元にごみが落ちていないか確認しながら歩いていました。行きと帰りでは参加者の視点の変化があったようです。活動前に鹿愛護センターで説明を受け、亡くなった鹿のお腹から出てきたごみの量には一同驚きました。観光地として人がたくさん来る分、ふとした瞬間にお菓子のフィルムなどが落ちてしまい、それを鹿が草だと思って食べてしまう。これは仕方ないことではあります。鹿のために人間が気をつけなければならぬことだと思えました。

奈良公園で生息する鹿と人が、お互い楽しく触れ合うことが出来るように、清掃活動は欠かせないと思えました。また今回暑い中の活動でしたが、少年は清掃活動が終わって裁判所に戻るまでごみを拾い続けていました。活動後、少年の感想を聞いて、今回の活動が更生のためのきっかけになればいい、と思いました。(奈良大学 市川由唯)

令和4年度 総会講演

## 「就労支援、ある少年のケース」

奈良弁護士会

弁護士

宮坂光行氏

奈良家庭・少年友の会 副会長 須和隆彦氏



奈良家庭・少年友の会は、更生保護の協力雇用主制度に登録

当会報誌にてかねてより、再犯防止における就労の重要性について、また、就労支援の取り組みの必要性をたびたび紹介しています。今回の講演では、当会のこれまでの取り組み全般、実際に継続的な就労へ向けての日々取り組み中の個人のケース紹介がありました。

罪を犯し刑に服した人が順調に立ち直り、再犯の可能性が少しでも低くなることは、本人のみならず、社会全体にとって必要不可欠です。その再犯防止の取り組みの中、一番必要なことは社会の中に居場所と出番を作ること。そもそも、幸せな満ち足りた状態なら、人は犯罪に走ることは少ないといえます。罪を犯してしまう時は、借金や失業、孤立など、何らかの理由で自尊心が著しく低下している場合が多いでしょう。生活再建のめどが立ち、社会から必要とされているといった自尊心が健全なプロセスで高まってくると再犯

は、おのずと遠のくのです。再犯防止の取り組みの中、一番必要なことは社会の中に居場所と出番を作ること。そもそも、幸せな満ち足りた状態なら、人は犯罪に走ることは少ないといえます。罪を犯してしまう時は、借金や失業、孤立など、何らかの理由で自尊心が著しく低下している場合が多いでしょう。生活再建のめどが立ち、社会から必要とされているといった自尊心が健全なプロセスで高まってくると再犯

更生保護の協力雇用主制度に登録する会社は徐々にですが、近年増加傾向です。しかし、雇用実績が良好な段階にはまだまだ未達といえます。社会復帰は、自助努力だけではなくハードルが高いので、協力雇用主の重要な周囲の人が手を差し伸べる存在が重要なことは自明です。奈良の少年友の会のみならず、全国の少年友の会においても、数年前までは、事業計画に就労支援という項目はありませんでした。ここ数年、職親連のプロジェクトが各方面間の連携で、形成されつつあることは大変歓迎されることです。以前は、ただ単に就労先を紹介するのみ、という支援もあつたといえます。しかし、単に就労先を紹介する、というだけではうまく運ぶでしょうか。

一般的にも新人社会人の離職率ですら、高止まりと言われている昨今、成育過程に何かしらの傷を抱えていたり、十分な教育の機会に恵まれなかったり、さらには、非行歴がある場合など、本人にとって満足のいく就職がさ

らに厳しくなることは、想像に難くありません。基本的な生活習慣を獲得するチャンスが欠如という成育歴の中で育ってきた少年のことを、たとえ、失敗をしたとしても、そのまま、受け入れることができる「誰か」の存在が必要となってくるはず。もし、一度目の就職でうまくいかない場合には、次のチャンスを他の企業が申し出ることができるといった、登録企業同士の横のつながりの構築への注力が必要です。

総会講演は二部制で、まず、須和氏による当会での就労支援活動の実情についてのお話、次に宮坂氏による、個別事例の紹介がありました。

どのケースにおいても、「そのまま愛してもらえ」という「根源的自信」を育むことの重要性に留意しながらの支援が必要ということが、お話の根底にありました。社会人として雇用する以上どうしても、会社に対する貢献など、「見返り」や「成果」を期待してしまうことは、ある意味当然なのですが、その気持ち以上に、「失敗」をも受け入れる態勢、および心意気が必要であることが伝わってきました。個々の当事者が仕事をしていく上で、成功体験や達成感をはぐくむことは、もちろん大変重要なことで、そのプロセスは不可欠には違いないけれど、その状態は「条件付き自信」です。もし、

成功している状態がなくなってしまう場合はどうなるのか？たとえ、どのような状態でも、そのまま愛してもらえる「根源的自信」を当事者がはぐくめる環境こそを目指すべきである、というお話、および、実践の紹介でした。

宮坂氏はお話の中で、竹下三隆先生の、目指すべき「少年の自信」の在り方と、その状態に向かうべき支援する側の取り組みについて述べられました。竹下先生は、長年、少年刑務所の教官を務められた臨床心理士で、現在、こどもの健全な育成に関する活動を幅広くされている方です。また、良心塾を主宰されている黒川洋司さんの取り組みも紹介されました。黒川さんは就労支援活動の充実に精力的にかかわっている方で、紹介された事例においても「根源的自信」をはぐくむという信念が随所に感じられました。

今回の講演の中で具体的事例として登場した竹下・黒川両氏は、当会講演会の講師をしてくださったことがあります。宮坂氏のお話を、このお二人の講演の様子など、思い出しつつ、伺いました。以前は、このテーマに関して、まったくの門外漢であった私ですが、少しずつ、知識を得、前進していることを感じました。一個人や一団体の持つ力は、微力かもしれないけれど、積み重ねていく、または、個々が連結すると、少しずつ力は大きくなっていく。そのことを実感することができた総会講演でした。

(会員 廣瀬啓子)



## 寄稿

奈良家庭裁判所  
次席家庭裁判所調査官 松本 八千代



先輩調査官が退職後、落語の脚本家の修行をしている。すでに作品のいくつかはプロによって演じられており、先日、大阪天満の繁昌亭まで聞きに行った。泥棒が主人公の古典風人情刺である。テンポよく、可笑しく、ちよつとしみじみ、素直に暖かい気持ちになる刺だった。先輩には他にも泥棒テーマの作品があつて、調査官経験を生かしての鮮やかな転身と納得するのであつた。

しかし、待てよ、そもそも落語って、泥棒の刺が多くないか。  
八つっあん、熊さん、ご隠居に女将、小僧に番頭、若旦那に並び、コソ泥から悪党まで泥棒稼業はよく出現する。泥棒と市井の人々がやりとりし、泥棒は別枠ではなく、ワンオブ市井の人々として描かれる。

職場でアセスメントという言葉が使われるようになって久しい。辞書には、対象を客観的に評価・査定するとある。ずつとこの言葉に抵抗があつた。家裁調査官の役割は非行のメカニズムの分析、評価であり、そ

れに基づいて処遇についての意見を述べることである。そのためには適切な少年アセスメントが必要、と自分で使うのだが、少年をあらゆる側面に置いて査定対象とする印象が拭えず、もう一つの大切な役割である「働き掛け」との兼ね合いもつかず、未消化のまま使っていた。

10年以上前のことだが、ある女子少年にとことん嫌われた。施設から無断外泊を繰り返した少年である。ぐ犯で身柄付係属した少年である。幼い時に施設に預けられ、母は途中で所在不明になった。処遇選択が難しいと予想して、児童相談所の記録や施設長の話など、周到に準備をして鑑別所での面接に臨んだ。ぐ犯事由の行動と生育歴の概要を一通り確認し終えた頃、少年は「それだけ知ってるんだったら、私何もしゃべらんていいやん。」と言つて、その後、だんまりを決め込んだ。目を改めても、少年は「調査官嫌いやし。」と言うだけで話をせず、毎回面接は散々だった。少年は、鑑別所技官や、弁護士付添人、友の会付添人とは、普通に話をし、皆に、調査官嫌いと言つていた。処分は少年院送致となった。数か月後に余罪の調査に出向くと、教官から、「調査官に会うのは嫌だと」言っておりまして、今説得してます。」と告げられた。面接室に入室してき

た少年は、教官が去るや、椅子をずつと後ろに引いて遠ざかり、「調査官嫌いから話さへん。」と言う。ここまできたら受けて立とうと思ひ、「何が嫌いかわくわ。」と問うと、「エラそうだから。」と一言。「私は誰に對してもエラそうなんです。」と大げなく言い返すと、少年はきよんとした。「私は変えられないし、だけど担当は私。嫌ならさつきと済ませるわよ、はい。」と、非行事実等を問うと少年は答え、面接を終えた。

アセスメントは、対象と一定の距離を置いた方が客観性が担保しやすく、働き掛けには寄り添う位置取りが必要、と理屈はそうである。でも現実はどうもまうまいかない。今思うに、初対面で目の前の少年よりも手持ちデータの確認に意識を向けていた調査官を、不信認定したのだから。調査官は嫌いな奴として関係に巻き込まれ、寄り添うどころか最後は素で喧嘩もして、もう駄目駄目の面接である。ただ、最終的に、この少年のことは相当「分かった」と思っている。少年が聞いたら、エラそう、と嫌な顔をするだろうけれど、仮退院前に手紙を貰った。「調査官のことはやはり嫌いですが、社会に出たら頑張ります。」とあつた。その頑固さはあなたの強みでもあると思うと返事を書いた。

これまでの勤務地で、少年友の会に様々な援助をいただきながら少年事件に携わってきた。友の会の先生に、少年に寄り添う役割をお願いしながら、先生方の目から見た少年像を聞き出して、随分参考にさせてい

ただいた。なんだ、アセスメントと寄り添つての働き掛けは、ことさら区別するものではないかもしれない。奈良公園の清掃活動で、少年の様子を見ながら、「根気あるなあ。」等と程よいタイミングで声をかけていた。これはまさにアセスメントと働き掛けの両方ではないか。落語に出てくるご隠居さんも、居直つた泥棒に、ハナから親身に説教なんぞしてない。風体と挙動を見分しつつ、「お前さん、ええと何かい。」なんて言つて、アセスメントと働き掛けを同時にやつてのけているわけか。

少年友の会はその名の通り少年の隣に寄り添い、「その若いの、ちよいと手伝つとくれ。」とBBSの力等も上手に借りて、市井の人として少年の更生を援助くださる貴重な存在である。少年事件が減り、非行がインターネットの中に潜ったり、不良顯示しない少年が増えたり、時代と共に変化はすれど、その子を分かつうとして声をかける、ここに変わりはないと思つている。  
友の会の皆様方、今後ともどうぞよろしくお願ひします。



# 総会・調査官との懇談会



## ○宮本主任調査官

中学生同士が喧嘩して、その地域の

印象に残った少年 1 番を争ってトップに立った女子少年のエピソードをご紹介します。在宅試験観察になり、一週間介いただいた。

## ○柏原首席調査官

乳児院での奉仕活動をしたところ、本当に人との関わりを欲している子らを見た少年が中学卒業目にして、守られる側から守る側に立ったことで、自分が出来ることをや後、事件を起こして施設に帰れなくなった。補導委託になりその家が介護事業所をしていたので、精神障害者のグループホームで一緒に農作業をして過ごし、1ヶ月後にはずっとここに居たいと言った。少年は障害者に頼りにされ、ケアされる側からケアする試験観察の中では調査官だけでなく友の会付添人とか色んな人に支えてもらって、その時に一生懸命関わることが、少年の心に残ると思っている。

## ○春名主任調査官

4月に神戸地裁から来た。補導委託については、友の会から頂いた日用品や衣服を入れた委託バッグを預けて送り出す事がスタートと思いつかぶ。試験観察の中では調査官だけでなく友の会付添人とか色んな人に支えてもらって、その時に一生懸命関わることが、少年の心に残ると思っている。

## ○松本次席調査官

大きくなってからも連絡の来る若干つながらのある少年なのですが、4回鑑別所に入って少年院も行った。今は教会の牧師をして少年たちの手助けに従事している。

## ○永田調査官

3回目の薬物非行の男の子ですが、お母さんも少し遅れて薬物で逮捕されたので、保護者がいなくて友の会会員に付添人になってもらった。誰も面会に来てくれないので本人も不安になっていたところ、友の会付添人が、事件のことを根掘り葉掘り聞くのではなく体調を気遣ったり趣味の話とかをしたり本人の不安とか緊張を解きほぐしてくれました。また委託バッグをもらった時に、人にそういう事をしてもらったことがない子が多いのですごく喜ぶ。そ

ういう形で少年事件を支えてもらって感謝している。

## ○彦田調査官

4月に大阪家裁から来た。奈良は地元なので、慣れ親しんだ風景の中で勤務できてうれしく思っている。印象に残っているのは保護者がいなくて児童福祉施設で暮らしていた少年が窃盗事件を起こしたのだが、施設の中では盗みの問題が度重なっていて、指導が難しいということでも友の会会員に付添人としてついてもらった。試験観察中に友の会付添人には頑張っているねと励ましてもらった。

盗みの問題はなかなか解決しないだろうなと思っていたが、その後事件が送られて来ることなく意外に思った。友の会付添人にかけて頂いた言葉も本人の支えになっていのかと思ったりしている。

☆調査官には休日の過ごし方やルーティンにしていることについてもご紹介いただき、楽しく有意義なひとときであった。(会員 荒川恵子)

## 学生ボランティア報告

### 万引き被害を考える教室

12月15日開催の本教室に参加しました。該当した少年には、被害を与えた事に対する反省や、被害者の気持ちに対する認識に少し曖昧さがあるように感じられました。

話し合いの始めに、少年に家族関係を探ねてみました。するとその後は、

別の話題の中でも家族の問題を織り交ぜて話してくれました。この少年にとつて、家族関係は重要な問題であり、一番伝えなかったことなのだと思えました。少年自身の家族に問題があることにより、与えた被害に対する責任や被害者の気持ちを想像することが困難なのだろうと思いましたが、少年には非行の反省が求められていますが、再犯を防止するためにも、少年自身の問題などを聞いてくれる方が必要なのではないか、と思えました。

(天理大学 馬場美咲)

本教室には2回目の参加になりましたが、とても有意義な時間になったと感じています。

いつもなら少年を中心に講習を受けて、その感想などをとら万引き被害についてグループワークを行う教室です。ところが今回は、該当する少年がいないということで、学生・家裁調査官・友の会会員で、主に本教室の運営方法、内容などについて問題点や課題などを話し合う機会となりました。

最初こそ意見が出なかったものの、家裁調査官のリードによって、過去に同教室参加学生なら受講したことによって感じたことを、未参加学生なら持っていたイメージについて話し合いました。予定時間を少し超過しましたが、互いに共感することで考えを深めていけたように感じまし

た。本教室のメインともいえる少年とのグループワークについて、運営方法や内容など切り込んだ話ができただのは、私にとって大きな収穫であったと思います。  
(天理大学 吉田龍史郎)

### 各部だより

(令和3年10月1日～令和4年9月30日)

#### 総務部

○令和3年11月10日

奈良弁護士会子どもの権利委員会との交流会

○令和3年11月12日

奈良家庭裁判所との懇談会

○令和4年3月29日

令和4年度ボランティア保険加入手続き

○令和4年6月7日

第32回総会開催

○令和4年6月14日

総会資料を総会欠席者に送付

○部長等連絡会の開催

令和3年11月19日

令和4年1月14日、3月11日

5月13日、7月8日、9月9日

#### 財務部

○会員(令和4年10月任用者含む)

・普通会員 169名

・賛助会員 34名

・弁護士会員 4名

・特別賛助会員 7団体

#### ☆新会員

・普通会員

清水俊也

立花功子

匠原記世子

柴田峰子

安藤昌司

宇野和也

大野行雄

奥田一仁

國弘茂一

島由美子

・弁護士会員 小谷桃子  
○会費納入にご協力いただき誠にありがとうございました。

#### 援護部

##### 1 社会奉仕活動

●奈良の鹿愛護活動

○令和3年度第2回(11月11日)

少年参加なしの為、雨天時の活動について打ち合わせ。

調査官3名(本庁)と会員2名(奈良)

○令和3年度第3回(2月17日)

少年3名、保護者3名、調査官5名(本庁)

○令和4年度第1回(7月7日)

少年1名、調査官5名(本庁)、会員2名(奈良)、学生4名

○令和4年度第2回(9月22日)

少年参加なしの為、当教室の運営に関する意見交換を実施。

調査官2名(本庁)、会員8名(奈良7、五條1)、学生7名、

当教室講師のコンビニオナー

○令和3年度第3回(12月15日)

少年2名、保護者2名、調査官4名(本庁)

○令和3年度第4回(3月16日)

少年2名、保護者2名、調査官3名(本庁)、会員4名

○令和4年度第1回(6月15日)

少年4名、保護者4名、会員4名(奈良3、葛城1)、調査官3名(本庁)

○令和4年度第2回(3月18日)

協働付添人活動勉強会(3月18日)

○令和4年11月16日選任ケースが

令和3年7月2日不処分にて終局

○令和4年6月27日弁護士との協働付添人選任 7月20日保護観察にて終局

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

少年2名、保護者2名、調査官3名(本庁)、会員4名(奈良)、学生4名

○令和4年度第1回(6月15日)

少年4名、保護者4名、会員4名

○奈良3、葛城1)調査官3名(本庁)

○付添人活動

○協働付添人活動勉強会(3月18日)

○令和2年11月16日選任ケースが

令和3年7月2日不処分にて終局

○令和4年6月27日弁護士との協働付添人選任 7月20日保護観察にて終局

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○奈良の鹿愛護会 寄付金1万円

○特別養護老人ホーム「サンタマリア」

○社会福祉施設「たんぼの家」

○追加説明会(6月18日)

○追加説明会(6月18日)

○奈良の鹿愛護活動(年3回)への参加

○万引き被害を考慮する教室(年4回)への参加

○大学訪問(12月)

○天理大学(会員2名)

○奈良大学(会員2名)

○奈良教育大学(会員2名)

○奈良女子大学(会員2名)

○部会(5月21日・11月5日)

○奈良弁護士会子どもの権利委員会との交流会(11月10日) 会員1名

○奈良家庭裁判所との懇談会(11月12日) 会員1名

○少年の付添人活動(2月～7月) 会員2名

○審判立会(7月27日) 会員2名

○支部総会及び調査官との懇談会(3月15日) 調査官2名・会員5名

○令和3年度の活動報告

○支部決算報告

○協働付添人活動に関する意見交換

○就労支援プロジェクトチーム活動(3月8日) 会員1名

○付添人活動勉強会(3月18日) 会員4名

○会報誌発行(11月26日) 第30号(30周年記念号) 700部

○会報誌第31号編集活動(4月～11月)

○追加説明会(5月21日)

○学生に対する研修活動等

○交流・説明会(3月2日)

○調査官1名・学生17名・会員8名

○学生19名

○万引き被害を考慮する教室(4回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)

○奈良の鹿愛護・清掃活動(3回)



かくかく ●  
●しかじか



奈良だより

今日も奈良地家裁本庁の前庭にはたくさんシカが集まっています。みなさんご承知のとおり国の天然記念物「奈良のシカ」、奈良公園のシンボルです。今年には230頭が生まれて総数180頭、このうちの8割がメスです。子鹿の出産数は安定的に推移しているようですが、2歳までにほぼ半数が死亡すると聞いて驚きました。

交通事故や疾病のほか、天敵の筆頭はカラスで、眼をついたりします。さらに深刻なのはポリエチレンゴミの誤食害です。

コロナ禍で観光客が減っている間はゴミも減っていたとは思いますが、海も陸も人間のゴミ捨てマナーには一層気をつけなければなりません。しかし奈良のシカは他の地域に比べると長寿でメスの最高長寿は24歳、オスの最高長寿は21歳、奈良のシカも少子高齢化が進んでいるようです。

この春以降、修学旅行生の一団も多く見かけるようになり賑わいが戻ってきています。お盆の時期には、なら燈花会が3年振りに有観客で開催され草原にろうそくのやさしい竹灯りがともされた夜景は幻想的でした。

シカが背丈までの枝葉を食べてあらわになった、地面から高さ2メートルのディアラインも燈花会が綺麗に見られる要素となっています。

また忘れてならない奈良公園の影の主役がフナムシです。大きさは5ミリから2センチで普段は公園を歩いている目には留まりませんがシカのフンの下にはいます。

日本には150種類が生息していてそのうち50種類のフナムシが奈良公園には棲んでいるようです。黒豆くらい大きさのフンを一日で分解する優れたものです。それが肥料となり芝

や草が育ちます。それをまたシカが食べます。シカ1頭が一日に出すフンは1kgにもなり、散策で奈良公園界隈を歩くとシカのフンを踏まずには歩けないほどの量です。しかし意外と臭くありません。これはフナムシがハエの卵も食べるからです。この好循環のために公園はきれいに維持できています。

奈良公園ではシカのフン掃除をしなくてもいいし、芝刈りや草取りも必要ありません。子供のころにファール昆虫記で読んだフンコロガシ、恐るべしです。

奈良地家裁本庁舎の敷地は天禄元年(970年)に興福寺一乗院という最高位の門跡寺院が建立された由緒のある地です。登庁するたびに前庭の美しさと大宮通りをはさんで眼前に広がる奈良公園・興福寺境内との自然景観の調和を感じます。

前庭のシカが調停に臨む緊張感を和らげてくれて、調停が終わった疲労感を癒してくれる裁判所はこの奈良以外には無いでしょう。シカさん今日もありがとう、と感謝の日々です。(会員 要直樹)



編集後記

◇映像作家 保山耕一氏撮影による、秋を知らせる彼岸花の咲く里の風景を表紙に第31号をお届けします。

◇竹添裁判官、松本次席調査官はじめ多くの方々がお忙しい中、原稿を快くお引き受けくださり、ご協力下さいましたことに心より感謝申し上げます。

◇今年度もオミクロン株の感染急拡大の影響により、3月の研修講演会や6月の施設見学研修が中止となりました。研修講演会は来年3月に順延開催の予定です。ぜひご来場ください。

今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



編集発行

奈良家庭・少年友の会

〒630-1823

奈良市登大路町三五

奈良家庭裁判所内

電話〇七四二二六二二七